

様式2（第3の6関係）

会議の概要

1 会議名 (審議会等名)	平成29年度(2017年度)第4回宝塚市きずなづくり推進事業審査会
2 開催日時	平成30年(2018年)3月1日(木)18時30分~20時00分
3 開催場所	市役所3階 3-3会議室
4 出席委員	委員4名:和田会長、川端委員、小西委員、佐藤委員
5 公開不可・一部不可の場合の理由	宝塚市情報公開条例第7条第1項第5号に該当する内容が審議されるため公開不可
6 傍聴者数	—
7 公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可
8 議題及び結果の概要	<p>(1)開会 第4回宝塚市きずなづくり推進事業審査会の開催。 事務局から、委員総数が5名、出席委員数が4名であり、宝塚市きずなづくり推進事業審査会規則第5条2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立することを報告した。</p> <p>(2)諮問書の交付 和田会長に諮問書を交付した。</p> <p>(3)宝塚市きずなづくり推進事業補助金交付要綱の改正について</p> <p>ア 市は厳しい財政状況の中、健全で持続的な行財政運営のためにすべての事務事業について見直しを行っている旨、また小さな団体の地域での課題解決に向けた取り組みに対して支援を拡充するため、平成30年4月1日付で宝塚市きずなづくり推進事業補助金交付要綱を改正したい旨を伝えた。</p> <p>イ 改正の内容として、 地域密着型事業の補助上限を5万円から10万円(対象補助経費の1/2)に変更 自由提案型事業の補助上限を30万円から20万円(対象補助経費の1/2)に変更 行政提案型事業の補助上限を50万円から30万円(対象補助経費の10/10)に変更 とすること、地域密着型事業が小さい補助金額で一番大きく育ち、きずなづくり推進事業補助金が目指すきずなづくりの効果が大きく出ていること、について説明を行った後、以下のとおり意見があった。</p> <p>(ア) 大きな補助金額だからこそ宝塚で出来ることがある。思い切りのある事業を行うためには50万円も必要ではないか。</p>

(イ) 補助金交付上限額について、例えば金額を変えずに採択数を絞るという選択もあるのではないか。今後検討していく余地があればと思う。

ウ 以上の意見があった後、宝塚市きずなづくり推進事業補助金交付要綱を平成30年4月1日付で改正することとし、審議が終了した。

#### (4)行政提案型テーマ選定

ア 今年度は行政提案型のテーマとして5件の応募があり、各担当課からテーマについての説明を行った後、以下のとおり意見があった。

**【総合防災課】** 地域防災力アップをめざして～災害時に生かされる協働の地域づくり～

(ア) すでにこのテーマに応募する団体は想定しているのか。

→平成30年度の応募を検討している団体から相談はある。

(イ) 実施場所は市全体なのか。

→市全体に呼びかけて来ていただくことを考えている。

(ウ) 力を入れてやっついていかないといけない事業だと思う。

(エ) 柔軟に団体に呼びかけてほしい。

**【文化政策課】** 文化芸術の薫り高い宝塚をめざして～文化芸術都市にふさわしい市民が主役のまちづくり～

(オ) このテーマに対して応募する団体は考えているのか。

→障がいを持った方とのきっかけが少ないので、それに関する団体があればと考えている。

**【都市計画課】** 景観資源発掘 ～まちの魅力を発掘・発信 協働のまちづくり～

(カ) 取り組みを食や健康などにも繋げてもらってほしい。

(キ) 想定している団体はあるのか。

→西谷を活性化していくために事業を行いたいという団体から相談はある。

**【公園緑地課】** 末広中央公園活用事業 ～憩う場から活動する場へ～

(ク) 色んなところとコラボレーションして事業を行ってほしい。

(ケ) 警備などの安全面に配慮した、末広中央公園の活用をしてほしい。

【地域福祉課】「お互いさま」があふれるまちづくり ～  
エイジフレンドリーシティ宝塚の取組～

(ロ) サロンや居場所づくりは、地域密着型事業の範囲に留まると考えるため、行政提案型事業として大きなイベントなど、エイジフレンドリーシティの考え方を広めていく工夫を行ってほしい。

(ハ) 高齢者の仕事に繋がるような事業があればと思う。

イ 以上の意見があった後、応募のあった5件についてすべて行政提案型のテーマとして採択することを決定した。

(5) スケジュールの決定について

(ア) プレゼンテーション開催日について、事務局より6月16日(土)12時45分から行う旨を伝えた。

(イ) 地域密着型事業の審査日と最終決定のための審査日の日程について

地域密着型事業の審査日、最終決定のための審査日は各委員と事務局で日程を調整し、後日調整することとした。

(6) 閉会